

大阪府における今後の中等教育
のあり方について (答申)

昭和 57 年 6 月 29 日

大阪府学校教育審議会

昭和57年6月29日

大阪府教育委員会

委員長 若 槻 哲 雄 殿

大阪府学校教育審議会会長

兼 中等教育分科会会长

金 子 照 基

大阪府における今後の中等教育
のあり方について (答申)

本審議会は、大阪府教育委員会から「大阪府における今後の
中等教育のあり方について」諮問を受け、昭和54年7月以降
20回にわたり中等教育分科会において、慎重な審議を行った
結果、次のような結論を得たので答申します。

はじめに

本審議会は、昭和54年7月、大阪府教育委員会から、「大阪府における今後の中等教育のあり方について」諮問を受けた。

学校教育に対する府民の期待は誠に大きく、なかでも、中学校卒業後の進路について、保護者を中心に関心が高まっている。

○ 今日、本府においては、中学校卒業者の90%以上が公立及び私立の高等学校へ進学し、その他一部が専修学校・各種学校や職業訓練校において、教育や訓練を受けるなど、その大部分が義務教育修了後も継続して組織的な教育を受けているが、これらの中学校卒業者の実態が著しく多様であることもあって、各教育機関とも、教育又は訓練の実をあげるうえで、種々の問題を抱え、その解決に苦慮しているのが実情である。

本審議会に与えられた課題は、このような状況を踏まえながら、
○ 中学校卒業者に義務教育修了後に、引き続いて適切な教育の機会
を提供するため、

- ① それぞれの教育機関が、相互に連携を深め、全体として十分な教育機能を発揮するための後期中等教育のあり方
- ② それに対応した、今後の中学校における進路指導のあり方を検討し、その改善策を提言することである。

中等教育分科会においては、諮問事項の趣旨に沿って、20回

にわたり研究・協議を重ね、本府の後期中等教育及び中学校における進路指導について、現状を分析・検討するとともに、それらを踏まえながら、中等教育の充実を目指した改善策を、できるだけ明示することに努めた。

I 本府における後期中等教育をめぐる諸問題

1 高等学校について

わが国では、近年、高等学校への進学率が急激に上昇し、中学校卒業者の大部分が高等学校に就学するようになり、高等学校は、国民教育機関としての性格を強めている。

本府では、高等学校への進学希望者の増加に対応して、高等学校の新增設が進められ、過去10年間に、公立高等学校数は約1.6倍、生徒数は約1.9倍に增加了。このような高等学校生徒数の増加のほかに、青少年をとり巻く社会環境の変化もあって、高等学校に入学てくる生徒の興味や関心はますます多様化し、学習意欲や学習到達度においても、生徒間にかなりの差異が見られるようになった。

そのような状況のなかで、関係者による不断の努力が続けられてきたが、それにもかかわらず、今日の高等学校教育には、次のような諸問題への対応が強く求められている。

(1) 原級留置者・中途退学者や問題行動に走る者が年々增加するなど、教育指導上困難な問題が生じており、それらが一部の高等学校に集中する傾向がみられる。

このため、これらの問題を解決するのに必要な行政上の適切な配慮が望まれている。また、一人一人の教員に対して

も、このような高等学校教育の実情の変化に対応し得るよう、的確な指導力を発揮することが求められている。

- (2) 中学校卒業者の普通科志向の傾向が強いことから、最近10年間に新增設された57校の府立高等学校は、すべて普通科のみを設置する高等学校として開校されてきたが、普通科においても、卒業後直ちに就職する者の割合が年々増加しているので、このことに配意した教育のあり方について検討するとともに、最近の社会情勢や、本府の産業構造の変化に対応するために、職業科高等学校における専門教育の充実についても検討が求められている。
- (3) 本府においては、今後も、中学校卒業者数の増加が見込まれるため、高等学校への進学希望者の増加に対応して、高等学校をさらに新增設し、府民の教育要求に応えていくことが必要であると考える。

しかし、本府の用地事情を考えると、今後の高等学校新增設については、適切にその建設用地を求めるることは、極めて困難な実情にあるといえる。

なお、学級定員の引き下げや、学校規模の適正化を図ることなども、今後の中学校卒業者の急増期をひかえ、直ちに、具体化することは困難であろうが、できるだけ早期に解決すべき重要な課題であると考えられる。

(4) 府立高等学校の新增設に伴い、相当数の初任教員を任用してきたことを考えると、今後、これらの教員の指導力向上のための研修を一層充実させるとともに、各学校における生徒の実態に応じた教員の適正な配置を図ることなどが課題となっている。

(5) 定時制・通信制高等学校の現状は、不就学生徒が増加していることに伴って、勤労青少年のための教育機会を提供するという本来の目的のほかに、全日制高等学校の補完的教育機能をも果たさざるを得ない事情が生じるなど、教育指導上困難な問題が少なくない。

2 専修学校・各種学校及び職業訓練校について

専修学校・各種学校及び職業訓練校は、様々な資格取得や技能習得を目指す府民の多様な学習要求に応える教育機能を果たしているが、現状においては、次のような問題点を抱えていると考えられる。

(1) 専修学校の高等課程が果たしている、後期中等教育機関としての機能についての理解が一般的に乏しく、中学校における進路指導においても、その内容を十分理解したうえでの指導が行われているとはいひ難い面が見られる。

(2) 専修学校の高等課程には、高等教育機関へ進学できる制度

が設けられておらず、学校制度の面では、いわば袋小路の状態に置かれている。

- (3) 私立高等学校に進学した者に対して、修学に要する経費の助成がなされている現状から考え、私立の専修学校や各種学校へ進んだ者に対しても、学費負担の軽減のための助成が望まれている。
- (4) 本府の後期中等教育の充実を図るために、専修学校・各種学校が、今後ますますそれぞれの教育機能を十分に発揮するよう、教育内容をはじめ、施設・設備や指導体制の改善・整備を図る必要があり、また、その振興について助成を求める要望もあるなど、検討すべき事項は少なくない。
- (5) 職業訓練校においては、基礎的な技能を習得させ、将来の職業的自立を遂げさせることを目指して、訓練が行われているが、訓練生の一部には、目的意識を持たないまま入校した者や、訓練内容を十分に理解することができない者が在籍しているなど、訓練目的を達成することが困難になっている。
また、職業訓練校の性格から、技能指導が中心であり、一般教養を身につけさせるための教育機会が少ないという問題を抱えている。

3 障害者教育について

本府の障害児教育は、養護教育諸学校及び小・中学校の養護学級を中心として行われてきているが、近年、養護教育諸学校における児童・生徒の障害の状況は、ますます重度・重複化する傾向にあり、児童・生徒数も、この10年間で約1.4倍となっている。また、府内の小・中学校に設置されている養護学級に在籍する児童・生徒数も、この10年間で約2倍となっている。

最近、中学校の卒業者で、養護教育諸学校高等部を志願する者が増加する傾向にあり、一方また、健常者とともに最寄りの学校で学ぶために、高等学校への進学を希望する障害児も増加している。

障害児に対する義務教育修了後の教育は、将来の社会的自立を図るという観点からも、重要な課題であるので、今後、教育・福祉・労働・医療等にわたる総合的な施策として検討されなければならない。

II 後期中等教育の改善策

1 高等学校について

(1) 法令の定める高等学校の目的は、「高等普通教育及び専門教育を施すこと」とされている。

高等学校は、この目的に沿い、すべての生徒について、「国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養う」と、「個性に応じて将来の進路を決定させる」ことを目指し、教育指導の充実に努めなければならない。

現在、普通科の卒業者の20%を超える者が、卒業後直ちに就職しているを考えると、高等学校において、社会人として必要な知識や判断力などを身につけさせるための教育を一層重視する必要がある。

そのため、生徒一人一人が将来における自己の生き方を考え、社会人として自立するために必要な、正しい職業観や勤労観を身につけて得るよう、適切な教育を行うことが大切である。

(2) 生徒の実態が多様化したことに伴って、学校教育全般にわたり、様々な問題が生じており、高等学校教育が直面している課題が多いが、これらの課題の解決を図るには、

(ア) 生徒一人一人に学ぶ喜びを与え、充実した学校生活を過ごさせるため、「特色ある学校づくり」を推進することが

考えられる。

このためには、各高等学校が生徒の実態や進路に十分留意し、多様な学習要求に対応できるよう、新学習指導要領の趣旨に沿って、教育課程を弾力的に編成・実施することが大切であり、これに必要な条件整備についても配意する必要があろう。

さらに、「特色ある学校づくり」を推進し、その教育的意図を十分に達成するためには、現有の施設や設備の有効な利用が図られるとともに、各学校において創意工夫がなされることを強く期待したい。

また、学校行事をはじめ、クラブ活動や部活動などについても、「特色ある学校づくり」の観点から、一層の工夫・改善が望まれる。

(イ) 昭和58年度・59年度には、16校の府立高等学校が新增設されることになっているが、中学校卒業者数の増加は昭和63年3月まで継続するものと予測されており、その後の減少期における高等学校のあり方を見通しながら、昭和60年度から63年度までの中学校卒業者数の増加に対応する就学対策を講じる必要がある。

今後、新增設される高等学校についても、可能なかぎり「特色ある学校づくり」を推進するための条件整備に配意し、

これらの学校の育成を図ることを期待したい。

- (ウ) 高等学校教育の改善を図ることに関連して、公立高等学校の通学区域の改編が必要であるとの意見もあるが、中学校卒業者数が、毎年変動しつつある状態においては、改編を行うことが困難であろう。しかしながら、現行の通学区域に問題点がないとはいえないでの、今後とも、学校教育の実情に留意しながら、改善策等について、検討を深める必要があると考えるが、当面は「特色ある学校づくり」を推進し、中学校卒業者が、自由に幅広く学校を選択できるよう努めることを優先させることが適当であると考える。
- (3) 最近の社会情勢や本府の産業構造の変化に対応して、今後の高等学校新增設のあり方を研究する一方、普通科における職業教育の充実に努めるとともに、科学・技術の進展に応じた、新しい知識や技術の習得を可能とする学科の設置等について、検討する必要がある。
- その際、本年3月の、大阪府産業教育審議会の建議を十分に尊重し、職業教育の内容や方法の改善、施設・設備の充実、教職員の研修の拡充が望まれる。
- (4) 近年、高等学校を中途退学する生徒が増加する傾向にあり、これを防止するための有効適切な対応が強く望まれている。

学習上の理由による退学を防止するためには、学習及び生

活の両面にわたって、より綿密で組織的な指導が行われる必要があり、学校における指導体制の整備・充実を図るため、教員配置等についても配慮する必要がある。

また、家庭事情等、主として経済的理由による退学を防止するためには、奨学金の貸与、授業料の減免措置等の修学援助の制度を弾力的に運用することが望まれる。

さらに、高等学校を中途退学した者の教育的処遇のあり方は、今後検討すべき課題であるが、関係機関相互の連携を深め、退学後も適切な教育援助が行われるよう研究されたい。

また、これらの中途退学者のなかで、再び学校教育の機会を求める者に対しては、可能なかぎり再入学を認める必要がある。

(5) 定時制・通信制高等学校における、教育指導上困難な問題に対応する適切な方策が検討されなければならないが、当面、昭和54年6月に出された、大阪府学校教育審議会定時制教育分科会の答申に基づいて、今後さらに、勤労青少年の就学促進を図るとともに、入学者の多様な実態に対応して、指導方法の改善を考えるほか、定・通教育センター校の構想を具体化することを期待したい。

(6) 私立高等学校の振興については、本年1月に、大阪府私立高等学校教育振興方策懇談会が設置され、現在、意見交換が

行われている。

本分科会としては、私立高等学校の今後のあり方や、その振興方策については、同懇談会において十分な検討が行われることに期待したい。

2 専修学校・各種学校及び職業訓練校について

(1) 法令に定める専修学校の目的は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることとされおり、各種学校も同様の趣旨で設置されている。

特に、専修学校高等課程には、相当数の中学校卒業者が進学しており、これらの生徒に対する教育の効果を一層高めるため、専修学校高等課程と定時制・通信制高等学校との連携のあり方を検討し、より多くの者に高等学校卒業資格を得られるようにすることが望まれるが、その前提として、専修学校の教育内容の充実のほか、施設・設備、教員組織の整備を図ることが必要であると考える。

また、専修学校高等課程に進学した者に対する学費の負担軽減を図ることも必要であるが、これらのことについては、昭和57年3月の大阪府専修学校教育振興懇談会の提言の趣旨を踏まえて、公的助成の拡充と適切な行政指導が行われるよう望みたい。

(2) 職業訓練校は、専修学校・各種学校とは異なる独自の教育機能を持っており、これらの職業訓練校に学ぶ中学校卒業者は、職業的自立を目指して、基礎的な技能を習得することに努めている。

これらの訓練生に対して、今後の社会の進展にも対応し得るよう、基礎学力の充実を目指し、定時制・通信制高等学校への就学を奨励することも大切である。

3 中学校卒業後直ちに就職した者の教育について

中学校卒業後直ちに就職した人々については、それぞれの学習要求に応じて、その学習を奨励し、援助していくことが必要であるので、定時制・通信制教育就学相談員の制度の活用を図るなど、定時制・通信制高等学校への積極的な就学奨励を行う必要がある。

4 障害者の教育的処遇について

障害者対策については、国において、中央心身障害者対策協議会からの提言を踏まえ、長期計画が策定されている。本府においても、この長期計画の趣旨に基づき、本府としての計画策定に向けて、検討が進められている。

障害児の義務教育修了後の教育的処遇についても、基本的に

は、今後策定される本府の長期計画によらなければならぬが、このことは、福祉・労働・医療等にもわたる課題であるので、行政各機関が連携を深め、総合的な検討が行われることを望みたい。

本分科会としては、当面、養護教育諸学校高等部の整備・拡充に期待するものであるが、その具体的な方策については、当審議会養護教育分科会の審議の結論によるべきものと考える。

III 中学校における進路指導について

1 中学校における進路指導をめぐる諸問題

法令によれば、中学校における進路指導は、「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」を目標にして進めなければならない。

この観点に立って、中学校における進路指導の現状を検討するとき、次のような問題点が指摘される。

(1) 中学校卒業時の進路選択に際しては、当面の学校選択にとらわれ、将来の職業選択にそなえ、自らの資質や能力を伸長させることを目指すという進路選択本来の観点が生かされていない場合が多い。

生徒自身にとっても、勤労にかかる体験をする機会が少ないとことや、職業に関する知識を得る機会が乏しいこともある、自らの資質や能力を十分考慮し、将来への見通しを持った進路選択をすることが、困難な状況にある。

(2) 中学校のなかには、進路指導主事を中心とした、有機的な進路指導体制が十分には整備されていない場合があり、このため、生徒一人一人の個性や興味・関心等に応じた適切な進路指導が十分には行われているとはいえない状況も見られる。

(3) 進路に関する情報を収集・提供するための条件整備が不十分であるので、進路指導に当たる教員が、生徒に対して、中学校卒業後の学習機会とその内容、及び将来の職業選択にかかわる具体的な情報を、十分提供することができない状況にある。

2 中学校における進路指導の改善策

本分科会は、中学校における進路指導の諸問題を検討した結果、望ましい進路指導のあり方と、そのための条件整備について、次の点が大切であると考える。

(1) 生徒一人一人が、将来の社会人として自己の生き方を考え、また、将来の職業選択に役立つ正しい職業観を身につけることは、極めて大切である。

そのため、各学校においては、進路指導主事を中心とする指導体制の整備に努め、生徒の発達段階に応じた指導計画の確立に努力するとともに、進路指導に当たる教員が、生徒の実態や学習要求を的確に把握し、進路に関する適切な知識や情報をもとに指導を行うことが必要である。

したがって、これらの教員が必要とする知識や情報を体系的に提供し、その進路指導能力の向上が図れるよう、研修の機会を充実させることが望まれる。

(2) 将来の社会人として、生徒一人一人が進路に関する具体的な情報に触れ、それを体験的に理解することが望ましいが、特に職業についての理解を深めるための体験的な学習の機会を与えることが大切である。

そのためには、勤労にかかる体験的な学習の機会を設けるとともに、経験豊富な職業人の体験談等を聞く機会を、学校教育計画の中に設けることなどが適切であると考える。

(3) 進路の選択は、生徒及び保護者が行うものであるが、進路指導に当たる教員が、生徒や保護者との相互信頼を深めながら、的確な指導を積極的に行う必要がある。このためには、担当教員が、中学校卒業後の進路に関する豊富な知識や情報を把握しておくことが大切である。

このことに対応して、進路指導に必要な知識や情報を組織的・系統的に提供するとともに、担当教員のための研修機能を併せ持った進路情報センターが設置されることを提言したい。

なお、この進路情報センターについては、後期中等教育関係者及び広く一般府民にも、進路や職業に関する情報を提供する機能を持たせるなど、この施設を幅広く活用することについても検討する必要があろう。

(4) 進路情報センターの機能が十分活用され、中学校卒業者の

多様な学習要求に対応するためには、それぞれの後期中等教育機関が、相互に連携して調和のとれた教育機能を発揮することが必要であると考えるので、進路情報センター内に、それぞれの教育機関を所管する行政機関等による協議会を設け、継続的に相互の連絡・調整を図ることが大切であると考える。